

30経営第968号

平成30年7月13日

岐阜県農政部長 殿

(ほか、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、
山口県、愛媛県、高知県及び福岡県に同趣旨の通知を発出)

農林水産省経営局保険課長
保険監理官

平成30年7月豪雨の被害に伴う農業共済の対応について

平成30年7月豪雨の影響により、西日本の広い範囲で甚大な被害が発生しました。

このような状況下において、被災地域の農業共済組合及び農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第107条第1項の共済事業を行う市町村（以下「組合等」という。）では、共済事業の実施に当たり、組合員等（法第10条第1項の組合員等をいう。以下同じ。）が被災したことによる共済掛金納入の遅延、現地における損害評価の制約等の問題が生じております。

このため、平成30年7月豪雨に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた府県の組合等においては、農業共済事業の適正かつ円滑な実施体制を確保することによる被災組合員等への支援体制の確立を急務とし、必要に応じて下記の措置を行うことにより、被災組合員等の復旧に向けた努力等に対して最大限の支援を行うことが重要であると考えておりますので、組合等への指導方よろしくお願い致します。

記

1 共済掛金の払込期限等の延長について

(1) 農作物共済

平成30年産の水稻に係る農作物共済については、共済掛金の払込期限を平成30年10月31日まで延長することとして下さい。

なお、この延長措置によって事業規程又は共済事業に関する条例（以下「事業規程等」という。）に定める払込期限よりも共済掛金の払込みが遅滞したとしても、農業災害補償法の一部を改正する法律（平成29年法律第74号）による改正前の農業災害補償法（昭和22年法律第185号。以下「旧法」という。）第99条第1項第5号の

正当な理由に該当するため、共済金支払の免責とはしないという取扱いとして下さい。

(2) 家畜共済及び園芸施設共済

共済掛金の払込期限及び支払猶予期間については、家畜共済における新規申込者については共済加入申込承諾の通知到達日の翌日から起算して1週間（始期統一している場合は、特定日の翌日から起算して2週間）、継続加入者については共済掛金期間の満了の日の翌日から起算して2週間（支払猶予期間）、園芸施設共済における新規申込者については共済加入申込承諾の通知到達日の翌日から起算して1週間、継続加入者については共済責任期間の終了日の前日までとされているところです。しかしながら、今回の豪雨に伴い当該期日までに共済掛金を納めることができなければ、家畜共済の共済関係が失効したり、園芸施設共済の共済責任が開始されないなどの不利益が組合員等に生ずることとなるため、別紙1又は別紙2のように事業規程等を改正し、家畜共済の払込期限若しくは支払猶予期間又は園芸施設共済の払込期限が平成30年6月28日から同年10月30日までに満了する場合には、当該期限等をいずれも同年10月31日まで延長することとして下さい。

なお、共済掛金を分納している組合員等については、この延長措置によって2回目以降の払込みが遅延したとしても、旧法第99条第1項第5号の正当な理由に該当するため、共済金支払の免責とはしないという取扱いとして下さい。

(3) 果樹共済及び畑作物共済

平成31年産の果実に係る果樹共済（特定危険方式及び短縮方式による収穫共済を除く。以下同じ。）又は平成30年産の大豆及びばれいしょに係る畑作物共済については、共済掛金の払込期限を、果樹共済及び畑作物共済のばれいしょにあつては平成30年10月31日、畑作物共済の大豆にあつては同年8月31日まで延長することとして下さい。

なお、この延長措置によって事業規程等に定める払込期限よりも共済掛金の払込み（共済掛金を分納している場合の2回目以降の払込みを除く。）が遅延したとしても、「農業共済組合模範定款例の基準等の一部改正について」（平成30年2月9日付け29経営第3009号農林水産事務次官依命通知）による改正前の「農業共済組合模範共済規程例の基準」（平成16年1月9日付け15経営第5367号農林水産事務次官依命通知）第95条の2又は第114条の2及び同改正前の「共済事業を行う市町村の模範条例の基準」（昭和38年12月27日付け38農経B第4054号農林事務次官依命通知）第95条の2又は第114条の2の正当な理由に該当するため、共済関係の解除とはしないという取扱いとしてください。

また、共済掛金を分納している組合員等については、この延長措置によって事業規程等に定める払込期限よりも2回目以降の払込みが遅延したとしても、旧法第99条第1項第5号の正当な理由に該当するため、共済金支払の免責とはしないという取扱いとして下さい。

(4) 任意共済

任意共済については、共済掛金の払込期限及び継続加入手続について、最大6か月の延長を可能とすることとして下さい。

(5) 共済掛金払込期限等の延長期間中の事故の取扱い

(1) から (4) までの措置により、共済掛金払込期限等を延長した場合に、その期間中に生じた事故については、組合員等の申出により、共済掛金の払込み前であっても、共済金を支払うことができるものとします。

この場合において、組合等は組合員等に対し、組合員等が共済掛金を払込期限等の延長期間中に払い込まなかった場合には、先に支払われた共済金を返還することについて書面による合意を得ることを条件とします。

2 共済金の迅速かつ確実な支払に向けた損害評価等について

(1) 組合員等が被災したことにより被害申告等ができない場合の取扱い

今回の豪雨で被災したことより、組合員等が組合等に適期に被害申告（旧法第98条の規定による通知をいう。以下同じ。）等を行うことが困難な場合が想定される場所です。このため、組合等は見回り調査、関係機関との連携等により被害の実態把握に努め、共済金の支払対象と見込まれる被害の発生を確認した場合には、組合員等に被害申告等を行うよう呼びかけるとともに、組合員等が被災したことにより連絡が取れない場合等であっても、適切な時期に損害評価を行い、組合員等に早期に共済金が支払われるようにして下さい。

その際、組合員等から被害申告等がなかったことについて、今回の豪雨で被災したこと等正当な理由があると認められる場合には、旧法第99条第1項第3号の通知を怠ったものには該当しないので、免責とはしないという取扱いとして下さい。

(2) 組合等の行う現地評価等の取扱い

① 組合等の現地評価

組合等は、交通の遮断等により現地評価を行うことができない場合には、原則、交通の遮断等が解消された後に現地評価を行うものとします。

② 家畜の死廃事故に係る現地確認等

ア 死廃事故発生の通知を受けたとき、現地において損害確認(廃用認定を含む。)を行うことができない場合は、まず、組合員等からの電話等による聞取りにより確認を行うものとし、死亡事故については、現地確認が可能となった後に、現地において聞取りを行うとともに、家畜の死体、埋却場所又は当該家畜が化製された場合はその事実を証明する関係書類等を確認することで差し支えありません。また、廃用事故については、廃用認定を待たずに当該家畜が死亡した場合には、死亡事故と同様に取り扱うことで差し支えありません。

なお、組合員等には可能な限り死亡家畜の写真撮影を行うことを依頼してください。

イ 豪雨により家畜が行方不明となったことが認められる場合には、警察の盗難被害届の証明書又は損失物届の証明書の提出があったものとして廃用認定して差し支えありません。この場合、行方不明の事実が明らかとなった日は、その原因となる災害の発生日とします。また、見回り調査等により共済金の支払対象と見込まれる家畜の死亡事故について、豪雨が原因であることが明らかであることを確認した場合には、獣医師の診断書は必要ないものとします。

ウ なお、今回の豪雨を原因として、飼料の流通が滞ったことにより、損害防止に努めたにも関わらず家畜が死亡した場合は、特定事故である自然災害による死亡に該当するものとします。

(3) 損害防止の義務等に係る取扱い

組合員等が通常すべき管理その他損害防止について、今回の豪雨で組合員等が被災したこと又は生産資材が入手できなかったこと等によって適切に実施できなかったと認められる場合には、旧法第99条第1項第1号の損害防止の義務を怠ったものには該当しないので、免責とはしないという取扱いとして下さい。

(4) 共済金の仮渡し

現地における損害評価が実施できない、損害の認定時期が遅い等のために共済金を早期に支払うことができない場合には、仮渡しを検討し、特段の支障がない限り実施するものとします。

なお、豪雨により耕地や施設が押し流され、収穫が見込まれない又は施設が全損していることが衛星写真その他客観的資料等から明らかなきには、当該資料等に基づき仮渡しに係る損害額を評価することとして下さい。

3 損害評価会の書面議決での実施について

今回の豪雨により、委員の参集による損害評価会の開催が困難な場合には、必要に応じて損害評価会運営規則を以下のように改定し、損害評価会の議決を書面で行うことができることとして下さい。

附 則

- 1 平成30年6月28日以後の損害評価会の運営については、平成30年度末までの間は、委員は、評価会においてあらかじめ通知のあった事項につき、書面をもって議決権を行使することができる。
- 2 前項の規定により議決権を行う者は、これを出席者とみなす。
- 3 第1項の規定により書面をもって議決権を行使する委員は、あらかじめ通知のあった事項につき、書面にそれぞれ賛否を記入してこれに署名又は記名押印の上、評価会の前日までに当組合に提出しなければならない。

(別紙1)

〇〇農業共済組合事業規程の一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>附 則 1～3 (略)</p> <p>4 家畜共済に係る共済関係（平成30年6月28日時点において成立しており、共済責任が開始していないものに限る。）であって、組合員負担共済掛金の払込期限が同年6月28日から同年10月30日までの間に満了するものについては、なお効力を有することとされた平成30年3月31日時点の共済規程（以下「旧共済規程」という。）第59条第1項の規定にかかわらず、組合員負担共済掛金の払込期限を同年10月31日とする。</p> <p>5 前項の共済関係（旧共済規程第53条第2項の規定に基づき特定の日に共済責任が始まる旨を定めていない場合に限る。）に係る共済責任は、旧共済規程第53条第1項の規定にかかわらず、組合員との協議により、次に掲げる日から1年間とする。</p> <p>(1) 平成30年6月28日時点において当該共済関係が成立している場合は、同年6月28日</p> <p>(2) 平成30年6月29日から同年10月23日までの間に当該共済関係が成立している場合は、当該共済関係が成立した日</p> <p>6 家畜共済に係る共済関係であって、共済掛金期間が平成30年6月14日から同年10月16日までの間に満了するものについては、旧共済規程第59条第4項の規定にかかわらず、当該満了の日の翌日から同年10月31日までの期間を組合員負担共済掛金の支払の猶予期間とする。</p> <p>7 この組合が家畜共済に係る共済関係について、平成30年6月14日から同年6月28日までの間に旧共済規程第10条第2項（同条第9項において準用する場合を含む。）の承諾をした場合にあつては、譲受人の住所地に係る共済掛金率が譲渡人の住所地に係る共済掛金率を超えるときは、旧共済規程第59条第5項の規定にかかわらず、組合員負担共済掛金の差額の払込期限を同年10月31日とする。</p> <p>8～10 (略)</p>	<p>附 則 1～3 (略)</p> <p>4～6 (略)</p>

11 園芸施設共済に係る共済関係であって、組合員負担共済掛金の払込期限が平成30年6月28日から同年10月30日までの間に満了するものについては、旧共済規程第128条第1項の規定にかかわらず、組合員負担共済掛金の払込期限を同年10月31日（共済責任期間を旧共済規程第125条第3項の規定により1年未満とする共済関係にあつては、同年7月31日）までとする。

12 前項の共済関係に係る共済責任期間は、旧共済規程第125条第1項の規定にかかわらず、組合員との協議により、次に掲げる日から1年間とする。

(1) 平成30年6月28日時点において当該共済関係が成立している場合は、同年6月28日

(2) 平成30年6月29日から同年10月23日までの間に当該共済関係が成立している場合は、当該共済関係が成立した日

13 園芸施設共済に係る共済関係であって、共済責任期間が平成30年6月29日から同年10月31日までの間に終了するものに係る組合員から、その共済責任期間の終了する日（以下この項において「終了日」という。）から同年10月31日までの間に当該園芸施設共済に係る特定園芸施設を共済目的とする園芸施設共済に係る組合員負担共済掛金の払込みを受けた場合は、旧共済規程第125条第1項及び第2項の規定にかかわらず、園芸施設共済の共済責任期間は、終了日の翌日から1年間とする。

14 (略)

7 (略)

附 則

- 1 この事業規程の変更は、〇〇県（都道府）知事の認可のあった日から施行する。
- 2 変更後の附則第4項から第7項まで及び第11項から第13項までの規定は、平成30年6月28日から適用する。
- 3 変更後の附則第4項から第7項まで及び第11項から第13項までの規定は同年11月1日に失効する。

(備考)

当該改正規定は、〇〇農業共済組合事業規程の一番最初の附則を改正するものとする。

(別紙2)

〇〇村(市町)農業共済条例の一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>附 則 1～7 (略)</p> <p>8 家畜共済に係る共済関係(平成30年6月28日時点において成立しており、共済責任が開始していないものに限る。)であって、加入者負担共済掛金の払込期限が同年6月28日から同年10月30日までの間に満了するものについては、なお効力を有することとされた平成30年3月31日時点の農業共済条例(以下「旧共済条例」という。)第59条第1項の規定にかかわらず、加入者負担共済掛金の払込期限を同年10月31日とする。</p> <p>9 前項の共済関係(旧共済条例第53条第2項の規定に基づき特定の日に共済責任が始まる旨を定めていない場合に限る。)に係る共済責任は、旧共済条例第53条第1項の規定にかかわらず、加入者との協議により、次に掲げる日から1年間とする。</p> <p>(1) 平成30年6月28日時点において当該共済関係が成立している場合は、同年6月28日</p> <p>(2) 平成30年6月29日から同年10月23日までの間に当該共済関係が成立している場合は、当該共済関係が成立した日</p> <p>10 家畜共済に係る共済関係であって、共済掛金期間が平成30年6月14日から同年10月16日までの間に満了するものについては、旧共済条例第59条第4項の規定にかかわらず、当該満了の日の翌日から同年10月31日までの期間を加入者負担共済掛金の支払の猶予期間とする。</p> <p>11 この村(市町)が家畜共済に係る共済関係について、平成30年6月14日から同年6月28日までの間に旧共済条例第12条第2項(同条第8項において準用する場合を含む。)の承諾をした場合にあっては、譲受人の住所地に係る共済掛金率が譲渡人の住所地に係る共済掛金率を超えるときは、旧共済条例第59条第5項の規定にかかわらず、加入者負担共済掛金の差額の払込期限を同年10月31日とする。</p> <p>12 園芸施設共済に係る共済関係であって、加入者負担共済掛金の払込期</p>	<p>附 則 1～7 (略)</p>

限が平成30年6月28日から同年10月30日までの間に満了するものについては、旧共済条例第129条第1項の規定にかかわらず、加入者負担共済掛金の払込期限を同年10月31日（共済責任期間を旧共済条例第126条第3項の規定により1年未満とする共済関係にあつては、同年7月31日）までとする。

13 前項の共済関係に係る共済責任期間は、旧共済条例第126条第1項の規定にかかわらず、加入者との協議により、次に掲げる日から1年間とする。

(1) 平成30年6月28日時点において当該共済関係が成立している場合は、同年6月28日

(2) 平成30年6月29日から同年10月23日までの間に当該共済関係が成立している場合は、当該共済関係が成立した日

14 園芸施設共済に係る共済関係であつて、共済責任期間が平成30年6月29日から同年10月31日までの間に終了するものに係る加入者から、その共済責任期間の終了する日（以下この項において「終了日」という。）から同年10月31日までの間に当該園芸施設共済に係る特定園芸施設を共済目的とする園芸施設共済に係る加入者負担共済掛金の払込みを受けた場合は、旧共済条例第126条第1項及び第2項の規定にかかわらず、園芸施設共済の共済責任期間は、終了日の翌日から1年間とする。

附 則

- 1 この農業共済条例の変更は、〇〇県（都道府）知事の認可のあつた日から施行する。
- 2 変更後の附則第8項から第14項までの規定は、平成30年6月28日から適用する。
- 3 変更後の附則第8項から第14項までの規定は同年11月1日に失効する。

（備考）

当該改正規定は、〇〇村（市町）農業共済条例の一番最初の附則を改正するものとする。